

## 5 その他事務

### (1) 届出に係る指導の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
住宅まちづくり部 建築指導室 審査指導課	<p>都市計画法及び都市計画法施行規則によると、開発許可を受けた者は、国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。しかし当初の開発許可を受けた下記開発行為については、実際の工事完了年月日が工事完了予定年月日を超過していたにもかかわらず、開発行為変更届出書が提出されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="528 835 1320 1075"> <tr> <td>開発行為の内容</td> <td>特別養護老人ホームの設置に係る土地の区画形質の変更</td> </tr> <tr> <td>開発許可日</td> <td>平成26年5月27日</td> </tr> <tr> <td>工事完了予定年月日</td> <td>許可後2カ月後</td> </tr> <tr> <td>実際の工事完了年月日</td> <td>平成27年3月4日</td> </tr> </table>	開発行為の内容	特別養護老人ホームの設置に係る土地の区画形質の変更	開発許可日	平成26年5月27日	工事完了予定年月日	許可後2カ月後	実際の工事完了年月日	平成27年3月4日	<p>今後は法令に従い、開発行為に係る軽微な変更があった場合は、開発行為変更届出書を提出するよう指導を徹底されたい。</p> <p>【都市計画法】            (変更の許可等)            第35条の2 開発許可を受けた者は、第30条第1項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合においては、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、変更の許可の申請に係る開発行為が、第29条第1項の許可に係るものにあつては同項各号に掲げる開発行為、同条第2項の許可に係るものにあつては同項の政令で定める規模未滿の開発行為若しくは同項各号に掲げる開発行為に該当するとき、又は国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 開発許可を受けた者は、第1項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。            (以下略)</p> <p>【都市計画法施行規則】            (軽微な変更)            第28条の4 法第35条の2第1項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更</p>	<p>開発許可後に変更があった場合の手続について、平成27年10月より開発許可証の交付時に、「開発許可における変更許可・変更届について」を配付し周知を行った。</p> <p>また、府のホームページでも、変更があった場合について、周知を行った。</p>
開発行為の内容	特別養護老人ホームの設置に係る土地の区画形質の変更										
開発許可日	平成26年5月27日										
工事完了予定年月日	許可後2カ月後										
実際の工事完了年月日	平成27年3月4日										

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成27年6月17日から同年7月3日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
住宅まちづくり部 公共建築室 一般建築課	<p>公共工事等の受注に際し、下請負人等は、当該下請契約等を締結する際に、暴力団排除条例及び総務部契約局総務委託物品課通知により、誓約書を元請負人を通じて府へ提出することとされている。</p> <p>しかし、福島警察署新築工事（期間：平成26年4月9日～平成28年2月29日、金額：1,404,000,000円）に係る以下の下請契約については、誓約書が下請契約日後に提出されていた。</p> <table border="1" data-bbox="492 810 1365 890"> <thead> <tr> <th>下請金額</th> <th>下請契約日</th> <th>誓約書提出日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6,686,280円</td> <td>平成26年10月15日</td> <td>平成26年10月29日</td> </tr> </tbody> </table>	下請金額	下請契約日	誓約書提出日	6,686,280円	平成26年10月15日	平成26年10月29日	<p>今後は、条例、通知に従い、契約締結前に誓約書を提出させることを徹底されたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府暴力団排除条例】</b>            （公共工事等からの暴力団の排除に関する措置）            第11条（略）            2 知事は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、元請負人及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。            3（略）</p> <p><b>【大阪府暴力団排除条例に基づく事業者からの「誓約書」の提出の徹底について】</b>（平成24年3月9日 大阪府総務部契約局総務委託物品課通知）            1（略）            2（略）            3 提出期限            ・（略）            ・下請負人等については、当該下請契約等を締結する際に、誓約書を元請負人を通じて府へ提出            （以下略）</p> </div>	<p>現在工事中の案件については、元請負人へ、「大阪府暴力団排除条例に基づく事業者からの「誓約書」の提出の徹底について」（通知）を改めて配付し、通知のとおり下請負人等が下請負契約等を締結する際に下請負人等の誓約書を元請負人に提出させるよう周知した。</p> <p>また、今後の発注案件については、元請負人との初回打合せ時に、改めて上記通知内容の周知を図るとともに、府が受領する際に日付の確認を徹底することとした。</p>
下請金額	下請契約日	誓約書提出日							
6,686,280円	平成26年10月15日	平成26年10月29日							

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成27年6月17日から同年7月3日まで）